

保護者の皆様

京都市立北野中学校
校長 小谷 昌宏

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、台風により『京都市』(テレビ・ラジオにおいては『京都南部』または『京都・亀岡』地域と報道される場合があります。)に『特別警報』または『暴風警報』が発令された場合には、下記のような措置をとっておりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の最新の報道に注意し、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 『特別警報』について

(1) 登校前に『特別警報』が発令された場合

- ・『特別警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 『特別警報』が解除された場合

- ・午前0時までに解除になった場合………5校時から授業
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合……臨時休業

(3) 在校中に『特別警報』が発令された場合

- ・直ちに臨時休業としたうえで、下校中の安全が確認できるまで、学校待機とします。
- ・帰宅については、生徒引き渡し確認カードに記入された保護者へ引き渡し、帰宅となります。

2 『暴風警報』について

(1) 登校前に『暴風警報』が発令された場合

- ・『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 『暴風警報』が解除された場合

- ・午前 7時までに解除になった場合…平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合…3校時から授業
- ・午前11時までに解除になった場合…5校時から授業
- ・午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

(3) 在校中に『暴風警報』が発令された場合

- ・気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3 『水災害(河川の氾濫など)の避難勧告等』について

『水害の避難勧告等』が発令された場合

- ・本校の校区である大将軍学区・仁和学区・朱雀第八学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、『避難勧告等』の発令対象地域です。大将軍学区・仁和学区・朱雀第八学区に『避難勧告』もしくは『避難指示(緊急)』が発令された場合には、『暴風警報』が発表された場合に準じた措置を取ります。

以上、ご家庭でもお子たちにその旨ご指導いただきますようお願いいたします。



令和2年度

保護者の皆様

京都市立北野中学校
校長 小谷 昌宏

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において『震度5弱以上』の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校園前に発生した場合

(1) 京都市域に『震度5弱以上』の地震が発生した時は、次の登校園日を臨時休業とします。

- ・学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で『震度5弱以上』を観測した場合の措置です。
- ・下校後、深夜0時までに発生した場合…翌日を臨時休業
- ・深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日を臨時休業
- ・休業日、休業前日の下校後に発生した場合…原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校園の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

- ・直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。
- ・帰宅については、生徒引き渡し確認カードに記入された保護者へ引き渡し、帰宅となります。

3 家庭での啓発

- ・災害時、急に考えたり、行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。
- ・大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。